

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年2月14日

**【四半期会計期間】** 第90期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

**【会社名】** 中部鋼板株式会社

**【英訳名】** Chubu Steel Plate Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 太田 雅晴

**【本店の所在の場所】** 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

**【電話番号】** 052(661)0180

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 松森 光三

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

**【電話番号】** 052(661)0180

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 松森 光三

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第89期 第3四半期 連結累計期間	第90期 第3四半期 連結累計期間	第89期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	25,989	32,127	34,846
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	564	364	1,116
四半期純利益又は四半期(当期)純損失( )	(百万円)	432	111	746
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	464	508	626
純資産額	(百万円)	51,486	51,538	51,181
総資産額	(百万円)	58,624	59,671	58,560
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額( )	(円)	14.16	3.72	24.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	87.5	86.0	87.0

回次		第89期第3四半期 連結会計期間	第90期第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	5.85	5.87

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第90期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第89期及び第89期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円高の是正による輸出環境の改善や公共投資の増加等により、企業収益の改善や株価の上昇が進み、全体として回復基調で推移しました。

鉄鋼業界におきましては、土木・建築向け需要が引き続き好調に推移したことにより、当第3四半期の国内粗鋼生産量は8,393万トンと、前年同期比4.0%増となりました。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、土木・建築向け需要が好調に推移していることに加え、建設機械向け需要も概ね堅調であり、産業機械向け需要についても改善傾向にあります。このような環境のもと、受注量の確保、販売価格の改善に努めるとともに、更なるコスト削減に取り組んでまいりました。また、その他事業につきましてもそれぞれが積極的な営業活動を展開してまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における連結売上高は321億2千7百万円と前年同期比61億3千7百万円の増収、連結経常利益は3億6千4百万円（前年同四半期連結累計期間の連結経常損失は5億6千4百万円）、連結四半期純利益は1億1千1百万円（前年同四半期連結累計期間の連結四半期純損失は4億3千2百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

#### (鉄鋼関連事業)

鉄鋼関連事業につきましては、土木・建築向け需要が好調に推移し、建設機械向け需要も堅調であることから、主要製品である厚板の受注・生産高がともに増加し、受注残高も増加しました。また、販売におきましても、数量・価格とも改善したことにより、売上高は307億6千3百万円と前年同期比60億5千2百万円の増収となり、セグメント利益(営業利益)は、2億4千2百万円（前年同四半期連結累計期間のセグメント損失（営業損失）は7億3千7百万円）となりました。

#### (レンタル事業)

レンタル事業につきましては、厨房工事等の増加により、売上高は3億6千1百万円と前年同期比2千1百万円の増収となり、セグメント利益（営業利益）は6千4百万円と前年同期比4百万円の増益となりました。

#### (物流事業)

物流事業につきましては、取扱量の減少により、売上高は2億1千5百万円と前年同期比1千7百万円の減収となり、セグメント利益（営業利益）は4千7百万円と前年同期比1千9百万円の減益となりました。

#### (エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、製造業向け工事の需要が持ち直したことにより、受注高は前年同期と比べて増加し、売上高は7億8千6百万円と前年同期比8千1百万円の増収となり、受注残高も前年同期と比べて増加しました。セグメント利益は6百万円の損失（前年同四半期連結累計期間のセグメント損失（営業損失）は7千2百万円）となりましたが、前年同期比6千5百万円の改善となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

流動資産は、264億8千5百万円で、前連結会計年度末より、7億6千1百万円の増加となりました。その主な要因は、受取手形及び売掛金が増加したことによるものです。

固定資産は、331億8千6百万円で、前連結会計年度末より、3億5千万円の増加となりました。その主な要因は、土地の取得により有形固定資産が増加したことによるものです。

### (負債の部)

流動負債は、66億7千9百万円で、前連結会計年度末より、6億6千4百万円の増加となりました。その主な要因は、支払手形及び買掛金が増加したことによるものです。

固定負債は、14億5千4百万円で、前連結会計年度末より、8千9百万円の増加となりました。その主な要因は、退職給付引当金が増加したことによるものです。

### (純資産の部)

純資産は、515億3千8百万円で、前連結会計年度末より、3億5千7百万円の増加となりました。その主な要因は、その他有価証券評価差額金が増加したことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 株式会社の支配に関する基本方針について

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かを判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

#### 基本方針実現のための取組みの概要

##### 1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

## 2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月22日開催の第88回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件(必要かつ十分な情報の提供及び評価期間の経過)を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、イ)当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、及びロ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外監査役・社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

なお、本対応方針の有効期間は、第88回定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

当社は、本対応方針を、平成24年5月21日付「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続について」として公表しております。

### 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 1)に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記 2)に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効及び延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は40百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### (5) 生産、受注及び販売の状況

当第3四半期連結累計期間において、鉄鋼関連事業の受注高、生産高及び受注残高とエンジニアリング事業の受注高、受注残高が著しく変動いたしました。その内容については、「(1)業績の状況」をご覧ください。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,600,000
計	99,600,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	31,200,000	31,200,000	名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	31,200,000	31,200,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(千株)	発行済株式 総数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年12月31日		31,200		5,907		4,668

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年9月30日の株主名簿より記載しております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,201,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,996,900	299,969	
単元未満株式	普通株式 2,100		
発行済株式総数	31,200,000		
総株主の議決権		299,969	

(注) 単元未満株式には当社所有の自己株式96株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中部鋼板株式会社	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地	1,201,000		1,201,000	3.84
計		1,201,000		1,201,000	3.84

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,214	1,257
受取手形及び売掛金	<sup>1</sup> 11,912	<sup>1</sup> 16,455
有価証券	4,433	2,101
商品及び製品	2,331	2,779
仕掛品	894	1,160
原材料及び貯蔵品	2,426	2,320
繰延税金資産	356	366
未収還付法人税等	88	-
その他	83	43
貸倒引当金	18	0
流動資産合計	25,723	26,485
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,638	7,865
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	18,425	18,078
土地	1,584	2,012
建設仮勘定	42	260
その他（純額）	13	10
有形固定資産合計	27,705	28,227
無形固定資産	130	142
投資その他の資産		
投資有価証券	3,847	3,907
長期貸付金	4	2
繰延税金資産	995	755
その他	167	163
貸倒引当金	13	13
投資その他の資産合計	5,000	4,816
固定資産合計	32,836	33,186
資産合計	58,560	59,671

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	<sup>1</sup> 4,664	<sup>1</sup> 5,384
未払金	784	631
未払法人税等	36	50
未払消費税等	7	72
賞与引当金	292	172
役員賞与引当金	4	3
その他	224	363
流動負債合計	6,014	6,679
固定負債		
退職給付引当金	1,219	1,321
役員退職慰労引当金	18	13
その他	127	119
固定負債合計	1,364	1,454
負債合計	7,378	8,133
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,907	5,907
資本剰余金	4,728	4,728
利益剰余金	40,529	40,491
自己株式	497	497
株主資本合計	50,667	50,629
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	291	676
その他の包括利益累計額合計	291	676
少数株主持分	222	233
純資産合計	51,181	51,538
負債純資産合計	58,560	59,671

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	25,989	32,127
売上原価	23,589	28,611
売上総利益	2,400	3,515
販売費及び一般管理費		
販売運賃	1,481	1,693
役員報酬及び給料手当	805	719
賞与引当金繰入額	57	64
退職給付引当金繰入額	58	61
その他	634	582
販売費及び一般管理費合計	3,035	3,122
営業利益又は営業損失( )	635	392
営業外収益		
受取利息	41	28
受取配当金	29	37
受取賃貸料	45	47
有価証券売却益	-	3
雑収入	35	39
営業外収益合計	151	157
営業外費用		
支払利息	5	5
固定資産処分損	53	147
雑損失	21	32
営業外費用合計	80	185
経常利益又は経常損失( )	564	364
特別利益		
固定資産受贈益	-	13
特別利益合計	-	13
特別損失		
減損損失	-	53
会員権評価損	0	0
会員権売却損	2	-
投資有価証券評価損	4	84
特別損失合計	7	138
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	572	240
法人税等	155	116
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	416	124
少数株主利益	15	12
四半期純利益又は四半期純損失( )	432	111

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	416	124
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	47	384
その他の包括利益合計	47	384
四半期包括利益	464	508
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	479	496
少数株主に係る四半期包括利益	15	12

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	340百万円	440百万円
支払手形	46	60

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	1,973百万円	1,981百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	152	5	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	61	2	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるものの  
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	89	3	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金
平成25年11月1日 取締役会	普通株式	59	2	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるものの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	鉄鋼関連事業	レンタル事業	物流事業	エンジニアリング事業	
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	24,710	340	233	705	25,989
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	16	4	1,536	516	2,074
計	24,726	345	1,770	1,221	28,063
セグメント利益又はセグメント損失( )	737	59	66	72	683

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する情報)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	683
セグメント間取引消去	47
四半期連結損益計算書の営業損失( )	635

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	鉄鋼関連事業	レンタル事業	物流事業	エンジニアリング事業	
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	30,763	361	215	786	32,127
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	10	6	1,753	608	2,378
計	30,773	368	1,969	1,394	34,506
セグメント利益又はセグメント損失( )	242	64	47	6	347

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する情報)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	347
セグメント間取引消去	45
四半期連結損益計算書の営業利益	392

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )	14円16銭	3円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(百万円)	432	111
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )(百万円)	432	111
普通株式の期中平均株式数(株)	30,560,903	29,998,904

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、前第3四半期連結累計期間においては、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第3四半期連結累計期間においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第90期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当について、平成25年11月1日開催の取締役会において、平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	59百万円
1株当たりの金額	2円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月2日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

中部鋼鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 嗣 平 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 時 々 輪 彰 久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中部鋼鉄株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部鋼鉄株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。